

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例**

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

職員の介護と仕事の両立を支援する観点から、介護休暇の承認期間および介護時間の取得期間の見直しを行うとともに、生理休暇に関し、取得への心理的抵抗感を緩和するため、名称変更を行いたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例**

青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和 2 6 年条例第 4 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条（見出しを含む。）中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第 1 8 条の 5 第 2 項中「6 月」を「1 年」に、「さらに」を「更に」に、「1 8 0 日」を「3 6 5 日」に改める。

第 1 8 条の 6 の 2 第 2 項中「介護時間取得の初日から連続する 3 年の期間内において」を「必要と認められる期間について」に改め、同条第 6 項中「これを利用する日の前日までに」を「要介護者の介護を必要とする一の継続する状態について、最初の介護時間を取得する日から起算して 3 年を経過する日までの期間（以下「当初取得期間」という。）にかかるものにあつては当該申請にかかる介護時間取得の初日の前日までに、当初取得期

間経過後の1会計年度ごとの期間にかかるものにあつては当該申請にかかる介護時間取得の初日の1年前から同日の前日までの間に、それぞれ」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第18条の5第2項(「さらに」を「更に」に改める部分に限る。)の改正規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の青梅市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第18条の5に規定する介護休暇および改正後の条例第18条の6の2に規定する介護時間の申請等は、改正後の条例の例により、施行日前においても行うことができる。